

仙台大原簿記情報公務員専門学校学則（一部抜粋）

（教育課程、単位数）

- 第8条 本校の教育課程及び単位数は別表第1のとおりとする。
2 本条に規定する他、履修に関する事項は別に定める。

（単位の計算）

- 第9条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、講義及び演習にあつては、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間をもって1単位、実習及び実技にあつては、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間をもって1単位とする。
2 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することができる。
3 本条に規定する他、単位に関する事項は別に定める。

（成績評価）

- 第10条 授業科目の成績評価は、試験の結果、出席状況等、履修状況を総合的に勘案して行う。
ただし、出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。
2 成績評価における試験は、試験、追試験、再試験とする。追試験は、やむを得ない事情で試験を受験できなかった者に対し、再試験は、結果が不合格と判定された者に対し行う。
3 成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種とする。秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。秀、優、良、可は合格とし、不可は不合格とする。
4 本条に規定する他、成績評価に関する事項は別に定める。

（課程修了の認定）

- 第18条 第8条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。
2 課程の修了の認定は、各学科を修業年限以上在学し、次に定める単位数を履修しなければならない。課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

経理事務学科（2年課程）	62単位以上
経理事務学科（1年課程）	31単位以上
情報ビジネス学科（3年課程）	93単位以上
情報ビジネス学科（2年課程）	62単位以上
情報ビジネス学科（1年課程）	31単位以上
税理士会計士学科（4年課程）	124単位以上
税理士会計士学科（3年課程）	93単位以上
税理士会計士学科（2年4ヵ月課程）	75単位以上
税理士会計士学科（2年課程）	62単位以上
税理士会計士実践研究学科（1年課程）	31単位以上
公務員学科（2年課程）	62単位以上
公務員学科（1年課程）	31単位以上

仙台大原簿記情報公務員専門学校 履修規程

(目的)

第1条 本規程は、仙台大原簿記情報公務員専門学校学則（以下「学則」という。）第8条第3項の規定に基づき履修に必要な事項及び第10条第4項の規定に基づき成績評価に必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 学則第8条における授業科目の単位数及び必修、選択必修、選択の別等は、別表第1のとおりとする。

- 2 学則第8条別表第1に定める各学科の各学年の単位数は、31単位とする。
ただし、税理士会計士学科2年4カ月課程の最終学年は、13単位とする。
- 3 選択必修科目及び選択科目の履修の登録については、担当教員に届け出るものとする。
- 4 授業科目の授業の形態（ICTを活用したオンデマンド教材、動画資料、学習アプリ等を使用する場合には、その旨）及び目的、到達目標、成績評価方法その他の事項を記載した授業計画（以下「シラバス」という。）を作成し公表するものとする。
- 5 修業年限が2年以上の学科については、各学科が本規程第12条に定める企業等と連携した実習・演習等の履修科目のいずれかを履修しなければならない。

(単位の計算方法)

第3条 学則第9条第1項に定められた単位数の計算方法については、授業の方法に応じて、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、20時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) インターンシップについては、30時間（1日6時間として5日）をもって1単位とする。
- 2 前項に定めた単位数の計算方法の適用が困難な場合においては、学則第9条第1項の範囲内で単位数を定め、最も近い種別を充てるものとする。
ただし、教務運営委員会で審議し、校長が許可した場合に限る。

(単位修得)

第4条 本学における単位の修得方法は、シラバスに定めるとおりとする。

- 2 授業科目は、学則第8条に定める各学科の当該年次の単位をそれぞれ履修しなければならない。
- 3 各学科において同一の授業科目が各学年に設定されている場合には、資格検定

取得上有益と認められるときは、同一の授業科目を履修することができる。

(単位授与)

第5条 授業科目を履修し成績評価判定で合格した者に対し、所定の単位を授与する。

(成績評価)

第6条 学則第10条に基づき、授業科目の成績評価は、科目教員がシラバスに示した方法の総合評価により行う。

ただし、授業科目において、出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目の評価を受けることはできない。

2 成績評価及びその表記は、次のとおりとする。また、それぞれの成績評価に対してグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付与する。

判定	評価点	成績評価	成績証明書表記	GP
合格	100点～90点	秀	秀(A)	4
	89点～80点	優	優(B)	3
	79点～70点	良	良(C)	2
	69点～60点	可	可(D)	1
不合格	59点以下	不可	表記しない	0
	—	評価不可		—

3 成績評価の秀、優、良、及び可を合格とし、不可及び評価不可は不合格とする。

4 各学期終了後、成績評価を行った授業科目については、学生の保証人等に郵送により通知する。

(GPA)

第7条 学期毎に、次の計算式によってGPAを算出し表示する。

$$GPA = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{当該科目で付与されたGP})] \text{の総和}}{\text{履修認定科目の単位数の総和}}$$

(小数点以下第3位四捨五入)

$$\text{累積GPA} = \frac{(\text{各学期で得た科目の取得ポイントの合計}) \text{の総和}}{(\text{各学期の履修認定科目の単位数}) \text{の総和}}$$

(小数点以下第3位四捨五入)

(注) 取得ポイントとは、科目の単位数に当該科目で付与されたGPを乗じて得た数値をいう。

2 学期毎に、各科目及び各学科等のGPA一覧により、科目教員及び担当教員は、

各学生の成績状況及び成績分布状況（別表 1）を把握し、次の G P A の総合評価に基づき学習指導等を行わなければならない。

G P A	総合評価
3.5～4.0	極めて優秀な成績。
3.2～3.4	優秀な成績。
1.6～3.1	良好と認められる成績。
1.0～1.5	合格であるが、十分な成績ではなく努力が必要。本学が目指す学修の到達レベルではない。
0～0.9	合格と認められる基準に達していない。より一層の努力が必要。

- 3 担当教員は、各学期において G P A が 1.6 未満の学生に対して個別面接を実施し、学習指導を行わなければならない。
- 4 各学期における累積 G P A が 1.0 未満の学生に対して、成績の改善が見込まれないと判断した場合には、教務運営会議で審議し退学を勧告することができる。
- 5 各学期終了後、前条第 5 号の保証人等への通知には、G P A 及び累積 G P A の総合評価も記載する。

（試験）

- 第 8 条 試験は、各授業科目の授業計画に基づき実施する随時試験とする。（以下「試験」という。）
- 2 試験の実施方法は、原則としてシラバスの成績評価方法に示された方法による。
 - 3 授業科目の総授業時間数の 3 分の 1 を越えて欠席した場合には、試験を受けることができない。ただし、出席停止、公認欠席等のやむを得ない事由により欠席した場合には、配慮されることがある。

（追試験）

- 第 9 条 試験に欠席した学生に対する試験（以下「追試験」という。）は、原則として実施しない。
- 2 病気その他のやむを得ない事由により、試験を受験することができなかった学生は、当該試験の終了日の翌日から 1 週間以内に、欠席届に必要な証明書類等を添付し担当教員に届け出るものとする。この場合において、学科長が欠席理由をやむを得ないものと認めた場合に限り、当該科目の科目教員は速やかに追試験を実施するものとする。
 - 3 追試験は、当該受験許可を与えられた学生に対し 1 回のみの実施とする。
 - 4 追試験における点数は、原則として試験に準ずる。

(再試験)

第10条 成績評価が不可となった学生及び出席時間数が授業時間数の3分の2に達しないため評価不可となった学生並びに追試験を受験できなかった学生等に対する試験(以下「再試験」)は、原則として実施しない。ただし、学生本人の願い出により科目教員及び担当教員が認め教務運営委員会で審議し、校長が許可した場合に限り実施することがある。

なお、出席時間数が授業時間数の3分の2に達しないため評価不可となった学生は、再試験及び補習の願い出を合わせて行わなければならない。

- 2 再試験の実施日等については、教務運営委員会で定め科目教員又は担当教員が実施する。
- 3 再試験の結果に基づく成績評価は、再試験の点数及びその他の成績評価方法の点数にかかわらず評価点60点、成績評価可を上限とする。
- 4 出席時間数が授業時間数の3分の2に達しないため評価不可となった学生については、各授業科目において補習を受け出席時間数が授業時間数の3分の2に達した日以後に再試験を実施する。
- 5 再試験及び補習の許可を受けた学生は、所定の期日までに1科目あたり5,000円の受験料等を納付しなければならない。

(不正行為)

第11条 試験、追試験及び再試験において、不正行為をした学生に対しては、直ちに当該科目の試験を中断し、退室を命じて当該科目を不合格とする。また、不正行為をした学生は、学則第22条により懲戒の対象とする。

(進級)

第12条 進級は、進級認定会議を経て校長が決定する。

- 2 各学年の進級認定の要件は、次のとおりとする。
 - (1) 学則第8条に定める各学科の当該学年の授業科目のうち、31単位を修得していること。
 - (2) 授業料等の学校納付金を完納すること。
- 3 前項に定める要件に満たない場合において、本規程第10条の再試験が当該学年の最終学期末まで完了しないときは、進級認定会議の決定により留年とする。
- 4 進級認定会議において、進級認定要件を満たす見込みがないと判断された者が、自主退学後、再入学を願い出た場合には、校長はこれを許可することができる。

(卒業)

第13条 卒業は、卒業認定会議を経て校長が決定する。

卒業を認定された者には、学則第19条の規定により、専門士又は高度専門士の称号を授与する。

- 2 学則第18条に定める課程を修了したことが認められる者には卒業を認定する。課程修了の認定要件は、次のとおりとする。

- (1) 学則第5条に定める各学科の修業年限以上在学し、学則第18条に定める単位数を取得していること。
- (2) 修業年限が2年以上の学科については、各学科が下記に定める企業等と連携した実習・演習等の履修科目のいずれかを履修し、単位を修得すること。

学科	企業等と連携した実習・演習等の履修科目
経理事務学科（2年課程）	「社会人総合実習Ⅰ」
情報ビジネス学科（2年課程）	「社会人総合実習Ⅱ」
情報ビジネス学科（3年課程）	「社会人総合実習Ⅳ」
税理士会計士学科（4年課程）	「簿記論演習Ⅰ」
税理士会計士学科（3年課程）	「 <u>財務会計演習Ⅰ</u> 」
税理士会計士学科（2年課程）	「社会人総合実習Ⅰ」 「社会人総合実習Ⅱ」
税理士会計士学科（2年4カ月課程）	「簿記論演習Ⅰ」 「 <u>財務会計演習Ⅰ</u> 」
公務員学科（2年課程）	「社会人総合演習Ⅰ」

- (3) 授業料等の学校納付金を完納すること。
- 3 前項に定める要件に満たない場合において、本規程第10条の再試験が当該学年の最終学期末まで完了しないときは、卒業認定会議の決定により留年とする。
- 4 卒業認定会議において、卒業認定要件を満たす見込みがないと判断された者が、自主退学後、再入学を願い出た場合には、校長はこれを許可することができる。

（留年）

第14条 進級認定会議及び卒業認定会議において留年となった者は、単位未修得科目を履修し、単位を修得しなければならない。

ただし、本人の願い出により、当該学年すべての授業科目の受講を希望する場合には、校長はこれを許可することができる。既に単位を修得した授業科目については、成績評価は行わない。

- 2 留年となった者の在学期間は、各学科の修業年限の2倍までとする。また、在学期間を超えて、卒業に必要な単位を修得しない者又はその成業の見込みがない者は除籍とする。

ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、教務運営委員会で審議し、校長が在学期間の延長期間を指示し許可した場合には、この限りでない。

（休学及び復学）

第15条 休学した者が復学した場合において、休学のため授業科目の出席時間数が授業時間数の3分の2に達しないため評価不可となった学生は、本規程第10条を準用する。

ただし、本規程第10条第3項及び第5項は適用しない。

(編入学)

第16条 編入学に伴う単位認定及び評価については、別に定める。

(改廃)

第17条 本規程の改廃は、教務運営委員会が起案・審議して、校長が決定する。

附則

1. 本規程は、平成31年4月1日から施行する。
2. 本規程は、令和3年4月1日から施行する。
3. 本規程は、令和8年4月1日から施行する。

本規定は、令和8年4月入学生から適用し、令和7年4月以前の入学生については、従前どおりとする。

※別表1

学科 ○○学科○○課程
 学年 ○年

20XX年度

客観的な指標の算出方法					
履修科目の成績評価に対してグレードポイント(GP)を付与し、累計GPAを算出する					
○○学科○○課程	学年	○年	在籍数	100	
成績の分布					
指標の数値	0 ~	1.0 ~	1.6 ~	3.2 ~	3.5 ~
人数	10	25	30	25	10
下位1/4に該当する人数		25人			
下位1/4に該当する指標の数値		1.35以下			